令和6年11月1日（毎月1日発行）民生委員・児童委員のひろば（昭和31年5月18日第三種郵便物認可）第857号

民生委員・児童委員の

ひろば

2024
11
November

支えあう 住みよい社会 地域から

特集

これからの地域ぐるみの見守り体制づくりを考える

吉備国際大学 教授 黒宮 亜希子

事例紹介① 埼玉県 越谷市南越谷地区民生委員児童委員協議会

事例紹介② 広島県 三原市民生委員児童委員連合協議会

〈実践事例紹介〉なりて確保と定着に向けた取り組みを考える 第7回

新任委員の活動継続・定着に向けたペア体制でのサポート
北海道 当麻町民生委員児童委員協議会

全民児連NEWS

厚生労働省「民生委員・児童委員の選任要件のあり方に関する検討会」と全民児連の対応等について

情報室

厚生労働省からのお知らせ
「年金生活者支援給付金」をご存じですか？

知っておきたいハラスメント

子どもを取り巻くハラスメント

特集 地域ぐるみの見守り体制づくりを考える

ひとり暮らしの高齢者、生活困窮世帯など、年齢や世帯の状況により、地域において見守りを必要とする世帯が多くあります。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために地域とのつながりづくりが重要となるなか、民生委員・児童委員（以下、民生委員）活動への期待も高まっています。しかし、見守り支援を必要とする世帯への対応については、民生委員１人が担うものではなく、地域住民や関係者・機関を巻き込んで、いかに地域ぐるみで取り組んでいくかが重要となります。

本特集では、これからの地域における見守り支援と体制づくりについて、吉備国際大学教授の黒宮亜希子氏の解説とともに、地域ぐるみの見守りを展開している事例を２つ紹介します。

解説 お互いが気遣う地域づくり

吉備国際大学 教授 黒宮 亜希子

地域における見守りの現状と課題

人口減少や少子高齢化、世帯の単身化により、地域ぐるみの見守りの必要性が高まっていると考えられます。特に、８０５０問題といった複数の福祉的な課題を抱えた世帯など、本人からのニーズでなく、近隣の住民や専門職など周囲から見て見守りが必要と思われるケースが増えています。

一方で、これまで地域内のさまざまな変化の気づきの場となっていた自治会や町内会などの機能が相対的に落ちてしまっている現状もあります。また、福祉委員などの地域における福祉活動や見守りの協力者がいるところもありますが、役割が不明確なことも多く、民生委員などと連携が取れていない課題も見受けられます。

民生委員による見守りは、さまざまな形で展開されていますが、個別訪問による見守りと、集いの場での見守りの二つに分類できると考えられます。民生委員はこれら二つを両方とも行うことで、多面的に地域での見守り活動を実施しています。

さまざまな関係者・関係機関との連携による見守りの重要性

地域住民や、地域の関係者・関係機関による見守りはとても重要です。民生委員は非常に多くの世帯を見守り対象としていることが少なくないため、それらの関係者と連携することにより、重層的な見守りをしていくことができます。

ほかにも、警察や消防、コンビニ・スーパーなどの民間事業者との連携も重要です。実際に、コンビニで詐欺を発見した事例なども多く聞きます。防災や詐欺防止などの地域の方の共通テーマとなる課題をきっかけとして、これまで関わりのなかった民間事業者などと連携する場をつくることも、今後のつながりや見守りを広げていくうえで重要となります。

また、地域における見守りには、虐待やネグレクトなどの重大なケースの予防が期待されます。専門職による見守りが必要となる前段階に、住民同士がお互いを少し気にかけること、小さな変化に気づくことが、地域における見守りの強みであると考えます。

小さな見守りの取り組みを発見し、発信することが地域ぐるみの見守りにつながる

地域ぐるみの見守りをすすめていくうえで、民生委員の方がたには、住民同士の小さな気づきや、地域にとっては当たり前の行動を少し視点を上に上げて「鳥の目」で見ていただき、それらが十分な「見守り活動」であることを地域住民に伝える存在であっていただ

きたいと考えています。

たとえば、わざわざ訪問に行かなくても、夜の決まった時間に電気が消えていることを確認することも一つの見守りです。また、回覧板をポストに入れるのではなく、意図的に対面で渡す、頻度を増やして配るという取り組みも地域全体の見守りにつながります。これらは、日々の小さな行動や当たり前にあるようなことです。しかし、こうした活動も十分見守りとなっていることを、民生委員から地域の方に発信していくことが、住民や関係者にとって負担なく地域ぐるみで見守っていくことにつながるのだと思います。また、民生委員同士でも、このような小さな活動も見守りであるということをお互いに確認し、認め合っていただきたいと思います。

あわせて、民生委員は、このような見守りの情報が集まるハブ、中心になるようなしくみをゆるやかにつくっていくことも重要です。日常の中で、「気づいたことがあればちょっと教えて」のような形で情報が集まってくることが、やがて地域の見守りとして機能していきます。

ほかにも、日常生活の延長に自然と集える場をつくることも有効的であると考えられます。たとえば、移動スーパーの停車場所を地域の居場所としている活動事例があります。サロンという名前こそついてはいませんが、このような「買い物」という、人が家から出てくる行為の延長線上に集いの場を作っていることがポイントであると考えられます。

地域ぐるみで行う見守り活動の促進に向けて

見守る・見守られるという二極的な形ではなく、お互いにお互いのことを気にかけられる地域であることが重要です。そのため、「見守り」と時にはあえて言わないことも必要かもしれません。お互いに「ちょっと気にしてみよう」、「一言声をかけてみよう」という、気負わず、ゆるやかな見守りをめざしていくことが今後の地域における見守りをすすめてくうえでのポイントです。

また、民生委員として、見守り対象となりそうな方の強みを発見し、その方が地域のなかで役割をもつことができるようなかかわりを意識することも必要だと思います。見守り対象と想定される方は、自分には何もできないという気持ちから地域で孤立し他者との関わりを避けてしまいがちです。しかし、ささいなことでも地域で何かしら役割ができることで、自信をもって他の人と関わることができ、さまざまなつながりを持つことができます。このような見守り対象の方へのかかわり方からも、結果的に地域内での見守りにつながると思います。

地域における関係者・関係機関との関わりにおいては、相互に情報を共有できる地域ケア会議などがとても重要になります。特に、生活支援コーディネーターは、様々な居場所や社会資源を見つける努力をされているので、そういった専門職の方と積極的に情報交換していくことにより、地域内における見守りやサポートの幅が広がります。一方で、地域の専門職などに対しては、住民の現状を知っていただくために、地域のサロン活動などに積極的に来てもらえるように民生委員から声をかけることも重要です。

最後に、民生委員と地域の専門職が連携して実践できる見守りの実践例として「支え合いマップ」の作成があります。これは、地域のサロン活動に関わる住民などとともに、対象地域の住宅地図を広げ、普段の住民同士の行き来や軽微な支え合いの状況を地図上で「見える化（可視化）」します。このマップ作成は、地域に点在する住民同士のつながりを面的に理解するだけでなく、今後見守りが必要と想定される住民の新たな発見や、見守りをすすめる際のキーパーソンの把握もできます。大切なのは、この支え合いマップの作成を一回のみの活動で終わらせないことです。たとえば一年に一回など、定期的にマップの情報を更新することで、日々変化する住民のニーズの理解や、地域全体のゆるやかな見守り力の向上につながると考えます。

事例紹介①

地域支え合い会議を通じた見守りの広がり

埼玉県 越谷市南越谷地区民生委員児童委員協議会

地区、民児協の概況

南越谷地区民生委員児童委員協議会は、40人の民生委員・児童委員（以下、民生委員）（うち、主任児童委員3人）で活動しています。

越谷市（以下、同市）の高齢化率（令和6年9月時点）は25・7％であり、全国平均と比較するとやや低い数字です。しかし、地域とのかかわりが希薄化している高齢者が増えるなどさまざまな課題を感じており、積極的にサロンなどへの参加の声かけを意識しています。また、学校の登下校の見守りには、主に地域の高齢者と協力し、子どもの見守りにも取り組んでいます。

地域支え合い会議とは

地域支え合い会議（以下、同会議）は、市内全域の第1層（市が設置）と、市内に13地区ある第2層（市が同市社会福祉協議会（以下、社協）に委託）で構成されています。課題の内容によって参加者が柔軟に変わる「ゆるやかな会議」としており、民児協や社協、地域包括支援センター、老人クラブなど地域のさまざまな関係者がかかわる会議となっています。

第1層では会議を年1回開催し、市全体での課題の話し合いや、第2層での取り組みの共有をしています。第2層では、会議を年4回程度開催しており、それぞれのニーズに応じて会議の目標を定めています。たとえば、介護予防の取り組みのために、地域の薬局に協力を依頼したり、スマホ教室を開催するために、地域の大学に依頼して学生の協力を得ている取り組みもあります。協力者は、同会議に参加するため、地域の課題などを知る機会になり、地域のネットワークを広げる機会にもなっています。

南越谷地区での取り組み

南越谷地区の同会議（第2層）は、令和4年度から開催しており、10名の民生委員をはじめ、社協から委嘱された福祉推進員、社協、地域包括支援センターの職員、自治会長など、約30人ほどが参加しています。同じ地区内でも、参加者が感じているニーズはさまざまですが、「多世代交流」を1つの目標として取り組んできました。

「多世代交流」を実現するために、地域の大学生や子育てサークルに声をかけ、令和5年に地域のフェスティバルで「絵本の読み聞かせ」を行いました。学生もかかわったことで、楽器を使う工夫を行って絵本の読み聞かせを実施し、子どもから高齢者まで多くの人が集まる場となりました。

また、地域支え合い会議では、民生委員活動で把握した地域住民の課題などを共有しています。さまざまな立場の参加者から、民生委員だけでは気がつかなかった視点や情報を学ぶ場としています。

今後の展開

地域支え合い会議は、これからも継続させていくことが必要だと感じています。今後も地域のニーズをとらえながら、さまざまな関係者・機関とともにステップアップした取り組みをすすめていきたいと考えています。

また、サロンやそのほかの地域の会議のなかでも、地域のさまざまな関係者との情報共有を意識しています。そうした場を大切にし、自治会などとの連携を強化することが、今後の地域の見守りにおいて重要であると考えています。

また、サロンなどの地域の居場所に市社協にも来てもらうことで、サロンの活動や、地域の方の現状を知ってもらう機会を設けています。今後も、支え合い会議などを通し、地域住民や専門職などとともに、見守りや活動をすすめて参ります。

事例紹介②

見守りサポーターとの連携・協働による地域見守り活動

広島県 三原市民生委員児童委員連合協議会

市、民児協の概要

三原市民生委員児童委員連合協議会は、民生委員・児童委員（以下、民生委員）240名（うち、主任児童委員22名）で活動しています。三原市では、高齢化率が36・2％（令和6年8月末現在）となっており、少子高齢化が地域の課題です。特に、男性のサロンへの参加が少ないなど、高齢者の孤立の課題があると感じています。

「地域見守り活動」について

三原市社会福祉協議会（以下、社協）では、町内自治組織が主体となり、住民のボランティアである「見守りサポーター」（以下、サポーター）とともに「地域見守り活動」（以下、本活動）をすすめています。見守り対象者の近隣住民がサポーターとなり、日常的な見守りや声かけを行っています。また、関係者・関係機関が参画する「見守り活動連絡会議」（以下、連絡会議）を定期的に開催し、本活動の振り返りや専門職へのつなぎ、福祉学習などを行っています。

久井町中野地区の地域見守り活動

三原市における本活動の先駆的な地域である久井町中野地区（以下、本地区）の取り組みを紹介します。

本地区では、平成20（2008）年より、当時の民生委員が「孤独死は他人事ではない。住民同士の気にかけ合いを組織的に行うことで孤立を防いでいきたい」との思いから、市内で最初に本活動が開始されました。民生委員やサロン関係者などで構成する「やまなみ推進協議会」が中心となって、連絡会議を毎月開催して情報共有などを行っています。

サポーターごとにそれぞれ対象者の見守りを、「①外からお宅の様子を確認した、②遠目から本人の様子を確認した、③道端等であいさつや会話をした、④自宅に訪問し声掛けを行った、⑤その他」という項目で見守り方法を分類し、それぞれ「○：お元気、△：体調不良、□：民生委員へ連絡」という形で記録しています。この記録は、連絡会議でサポーターと共有しています。この記録があることと、連絡会議の存在が原動力となり、活動が継続できているのだと考えています。本活動により、民生委員や専門職だけでは把握しきれない対象者のちょっとした変化が拾われ、民生委員を通じて関係機関へとつなげられています。

今後の展望

平成27（1997）年ごろ、サポーターから孤食の課題があげられたことを契機に、「やまなみ・ひろば」を開始し、サポーターと見守り対象者が食事を通じて定期的に顔を合わせる機会をつくりました。参加者からは喜びの声が寄せられ、「送迎」の役割をお願いすることで地域の男性の社会参加にもつながっています。

サポーターの高齢化が進んでおり、人材の発掘と育成が大きな課題となっていますが、住民から声をかけられたり、自治組織の方と関わるようになったりと、大きな成果も感じています。これまでの住民同士の“絆”を大切に、今の活動を「細く、長く」続けていきたいと考えています。

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

❶日ごろ行っている見守り活動について共有してみましょう。

❷地域住民や関係者・関係機関とともに行う見守り体制づくりについて考えてみましょう。

実践事例紹介

なりて確保と定着に向けた取り組みを考える

第7回

新任委員の活動継続・定着に向けたペア体制でのサポート

北海道 当麻町民生委員児童委員協議会
副会長 国沢 真由美

当麻町民児協の概要

自然の恵みを大切に「食育 木育 花育」のまちづくりを行うことで知られる北海道当麻町（以下、本町）では、23人の民生委員・児童委員（以下、委員）（うち、主任児童委員2人）で活動し、平均年齢は66・8歳です。

定例会や部会において、委員活動の課題や地域状況等を共有し合い、たとえば、町内にある小学校低学年児童を対象とした下校時の見守り活動などの取り組みを積極的に実施しています。

当麻町民児協が抱える なりて確保の課題と対策

現在、本町では委員の欠員は無い状況ですが、今後、少子高齢化のさらなる進行や、企業等の定年の引き上げなどにより、なりての確保が難しくなることが予想されます。そのため、行政中心に、民児協や町内会等と連携しながら新たなりて探しを進めていく必要があります。

一方で、現任の委員にできる限り活動を継続してもらう取り組みもなりて確保対策として非常に重要です。とくに、来年（令和7年）は一斉改選の年でもありますので、新任委員に対する活動継続・定着の取り組みがいっそう求められていると考えています。

新任委員の活動継続・定着に向けた取り組み

本町民児協では、14年前の平成22（2010）年より、男女混合で委員歴の長いベテランの委員と、新任委員や経験の浅い委員がペアを組んで活動を行っています。これは、当時、女性の委員が1人で一人暮らしの男性高齢者宅に訪問する際の心理的な負担の重さを理由に1期で退任されていることが分かり、委員の間で自然に始められました。

この取り組みが始められてから、1期で退任する委員はいなくなりました。とくに、新任委員や経験の浅い委員は、慣れない活動のストレスや不安を強く感じ孤立しがちになることも多いため、経験のある委員がいるだけで安心して活動することが可能となります。また、訪問を受ける側も1人よりも複数人で訪問されるほうが安心する傾向にあります。

なお、本町民児協では、現在、23人の民生委員を大きく4つのグループに分けており、グループ内での民生員同士の支え合いはもとより、グループ間でも協力できる体制を整えています。自分たちのグループでは解決しにくい困りごと等が発生した場合には、他グループに助けを求めることで、民児協全体で委員活動をカバーすることができます。

このような体制があるだけでも、委員の安心感が増し、新任委員や経験の浅い委員の活動のしやすさにつながります。

今後の委員活動の継続・定着の展開

委員活動の継続・定着には、委員自身が精神的・身体的に負担なく活動でき、自身だけでなく後任委員など、その先の委員にも負担を感じさせないような取り組みを検討することが大切です。

そのため、本町民児協では、担当地区での委員活動がこれまで以上にしやすく、さらには、委員の引き継ぎにも大いに役立てられるよう、災害への備えや住民の情報など、委員が知りたい情報を把握できる「住民支え合いマップ」を作成しています。

また、次期一斉改選をはじめ、今後、委員の交代などがあると、引き継ぎがとても大切になってきますので、このペア体制やグループ内での支え合い、ひいては民児協全体でのフォローアップを行い、委員の不安等の解消につなげていきたいと考えています。

全民児連 NEWS

厚生労働省「民生委員・児童委員の選任要件のあり方に関する検討会」と全民児連の対応等について

国における居住要件の緩和に向けた検討について

地方分権改革に関する自治体提案を受け、本年6月より、厚生労働省において、「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」が設置され、協議が行われています。

同検討会では、なりて確保への対応として民生委員・児童委員（以下、民生委員）の推薦にあたり、当該地域の実情に詳しい者であれば居住者でなくても推薦できるよう制度の見直しを議論しています。

民生委員は歴史的に隣人愛を基本とし、地域住民の一員として、地域にともに暮らす住民への支援活動を展開してきました。検討会に参画している全民児連からは、本提案に対し制度の本質から逸脱するものとして反対の立場を示しています。

地域住民の一員として活動する制度の意義

住民に身近な相談相手として信頼されている民生委員にとって、同じ地域に暮らす住民として生活者視点をもって活動する意義は大きいものがあります。また、民生委員は住民として地域の課題や実情を知り、地域のサービス等の地域資源を把握し、多様な関係機関等の主体と協力して自らの地域社会全体の課題に対応する役割を担っています。

民生委員法第1条には、「社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める」と、民生委員の本分が示されています。民生委員は、社会福祉行政の協力機関としてだけでなく、社会全体に対する奉仕の精神をもって活動する民間奉仕者としての活動を行うことからも、この「住民の立場に立って」と規定されている意味と重要性を再確認する必要があります。

なりて確保に向けて

来年の次期一斉改選を控え、全国各地でなりて確保に向けた準備が本格化しています。

民生委員活動は、地方自治体を補完する役割があります。民生委員のなりて確保は、国及び地方自治体がより主体的かつ早期に自治会、社協、福祉施設法人等の地域関係者に対する候補者選考に向けた働きかけを行うとともに、住民に向けて積極的な周知活動を行う必要があります。地域性の違いが大きいため、なりて確保はそれぞれの地域の実情に応じて創意工夫を図り対応することが重要です。しかしながら、居住地などの要件の見直しによって人材を確保するものではありません。

全民児連としても、国等への要望や働きかけとともに、引き続き全国の民児協関係者に参考となる情報の収集と周知を行っていきます。

情報室 information

厚生労働省からのお知らせ

「年金生活者支援給付金」をご存じですか？

「年金生活者支援給付金」とは、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給される給付金のことです。制度に関する詳細は厚生労働省の特設サイトをご覧ください（「年金給付金」等で検索）。

民生委員の皆さまからも周囲に給付金対象者の方で未申請のままになっている方がいないか、お声がけなど周知ご協力をよろしくお願いいたします。

また、相談したいことがある時は［給付金専用ダイヤル］0570-05-4092または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

なお、「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺が増えていますので、ご注意ください。不審に感じましたら、日本年金機構や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

子どもを取り巻くハラスメント

東京都福祉人材センター 登録派遣講師　**小嶋 洋昭** 氏

(1)増え続ける子どもへのハラスメント

子どもへのハラスメントの種類は数が多いのですが、なかでも虐待やいじめは、年々増加しており深刻な状況といえます。令和４年度の全国の児童相談所における虐待相談件数は219,170件と10年前の３倍を超えています。

(2)子どもへの虐待を守る法律

子どもへの虐待を守る法律として、児童虐待防止法があり、保護者等による虐待の予防と早期発見、子どもの保護等を定めています。

また、子どもの虐待の以下４種類があります。

①**身体的虐待**（例：殴る、蹴る、投げ落とす）
②**心理的虐待**（例：脅す、無視、差別する）
③**ネグレクト**（例：部屋に閉じ込める、食事を与えない）
④**性的虐待**（例：性的行為、ポルノの被写体にする）

(3)重要な「早期発見」と「通告義務」

《子どものSOSサイン》

- 子どもの泣き叫ぶ声
- 表情が乏しい
- 不自然な傷や打撲
- 衣類やからだの汚れ
- 夜遅くまで遊んでいる

《保護者のSOSサイン》

- 怒鳴り声がする
- 地域と交流がない（孤立）
- 子どもに無関心
- 子どもを家において外出

《通告は国民の義務》（ダイヤル189）

- 子ども自身では虐待を訴えることが難しいため、虐待の疑いをもった周囲の大人が速やかに児童相談所などに通告することが必要。

《地域で子どもの見守りを》

- 民生委員・児童委員は民児協内や関係機関等との共有・相談のうえ、関係者と連携しながら保護者や子どもへの見守りや声かけを行うことが重要。

(4)民生委員・児童委員として子どもと関わるうえで気をつけたいこと

子どもへのハラスメントは虐待やいじめばかりではありません。最後に民生委員自身が普段の活動のなかで子どもと関わる際に気をつけたいハラスメントの一例をご紹介します。

- 「どうしてA君はできないの」「A君はやはりできないよね」などと否定した発言をする
- 子どもがいたずらをした場合等に「二度とこんなことするな」などと命令口調で怒鳴る
- 冗談のつもりで「○○をしないと△△をしないよ」と条件を与えて行動等を促す
- 子どもがいる前で他の子どもや周りの大人を叱責する

子どもは家庭とともに地域のなかで育ちます。ハラスメント防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

民鏡

大谷　良成
群馬県民生委員児童委員協議会
会長・本紙編集委員

▼令和４年12月、民生委員・児童委員の委嘱を受け早いもので二年近くが過ぎようとしています。新任委員の方がたもそれぞれの地域、地区で活動しているものと思います。令和７年は改選の年となりますが二期、三期と引き続き活動していただければと思います▼また、この年は終戦直後に生まれた人々が80歳を迎える年であり、少子高齢化がますます顕著になっていきます。私の住んでいる高崎市では、住みやすいやさしい街をめざし、主に高齢者を対象としたSOS事業を実施しています。電話一本で食料品、日用生活品を配達してくれる買い物SOSサービス、ごみ出しが困難な世帯や歩行に不安がある方、妊娠期の方も利用できる高齢者ごみ出しSOS、昨年からは、室内での重い家具の移動や、粗大ごみなどの処分を行う高齢者力しごとSOSが始まりました▼このSOS事業は市から委託された事業者が行います。また、介護離職者を防ぐ介護SOSも早くから実施されています。私たちも高齢者訪問の時などにこのSOS事業のPRをしています。

民生委員・児童委員の
ひろば 11月号 2024 November
令和6年11月1日発行
（毎月1回1日発行）第857号
昭和31年5月18日
第三種郵便物認可
● 発行所／全国社会福祉協議会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
電話03-3581-6747
● 発行人／池上 実
● 編集人／平井 庸元
● 定　価／1部10円（購読料は会費に含む）

ホームページをご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページをご覧いただくためには、次のパスワードを入力してください。

パスワード　20131201

ホームページのご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ　**全民児連** で検索
全国民生委員互助共励事業のホームページ　**互助共励** で検索

お知らせ

「令和６年度 地域歳末たすけあい運動」が、「つながりささえあうみんなの地域づくり」のスローガンのもと全国で一斉にスタートします。

期間：令和６(2024)年12月1日（日）から12月31日（火）まで

地域の誰もが安心して年末年始を過ごせるよう、さまざまな関係機関等とつながって支えていくために、皆さまの積極的な協力をお願いします。